

# 指定区域全図

## 嵐山町

凡 例	
	条例第4条第1項に基づく土地の区域。環境の保全上支障が認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外の建築物とする。
	条例第6条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300㎡が適用される区域)
	条例第6条第2項に基づく既存の集落 (条例施行規則第2項第1項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域)
	条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、日本標準産業分類(総務省編纂)において、次のイ及びロの分類に属する倉庫、事務所、荷さばき場、ハ及びニの分類に属する倉庫、荷さばき場とする。 イ、中分類H「運輸業、郵便業のうち」 ・中分類44「道路貨物運送業」 ・中分類47「倉庫業」 ・中分類48「運輸に附帯するサービス業」 ・中分類49「郵便業(信書便業を含む)」 ロ、大分類1「卸売・小売業のうち」 ・中分類50「各種商品卸売業」から同55「その他の卸売業」まで ハ、大分類E「製造業」 ニ、大分類I「卸売・小売業のうち」 ・中分類56「各種商品小売業」から同61「無店舗小売業」まで ホ、大分類M「宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」
	条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域(——の区間の沿道に限る)。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第8条第1項第2号からニまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域並びに農地法第4条第2項第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地に指定された土地の区域を除く。予定建築物の用途は、大型小売店舗立地の対象となる売場面積3000㎡以上の商業施設とする。
	条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの(店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分を除く。)とする。 ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書き許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分用に供するものを除く。 また、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するものうち、いずれかを除外する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア 流通業務施設 建築基準法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。)以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ 工業施設 工業施設とは、建築基準法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶接又は精錬の事業を営む工場等は含まない。)以外の建築物のうち、工場とする。



1:10,000



等高線の間隔 1:2.500(平地及び急傾斜地)と縮小編纂  
等高線の厚さ 資料により決定  
等高線の色 資料により決定  
等高線の幅 1:2.500(平地)と縮小編纂  
基本点 国土地理院の国土地理院  
図 縮小率 1:10,000  
縮小率 5m